法学部の学びを紐解く

法学部ならではの社会課題の捉え方や考え方のプロセスを見ていきましょう。

1
社会には、新技術への対応、価値の多様性や、少子高齢化といったさまざまな問題があります。

2
法学部では、実定法(『民法Ⅰ(民法総則)』『憲法ⅠA・B』など)、基礎法(『法哲学A・B』『法史学A・B』など)、政治学(『政治過程論』『国際関係論A・B』など)を学びます。

3
学んだ視点や捉え方を使って、社会の問題をどのように解決するかを考えます。

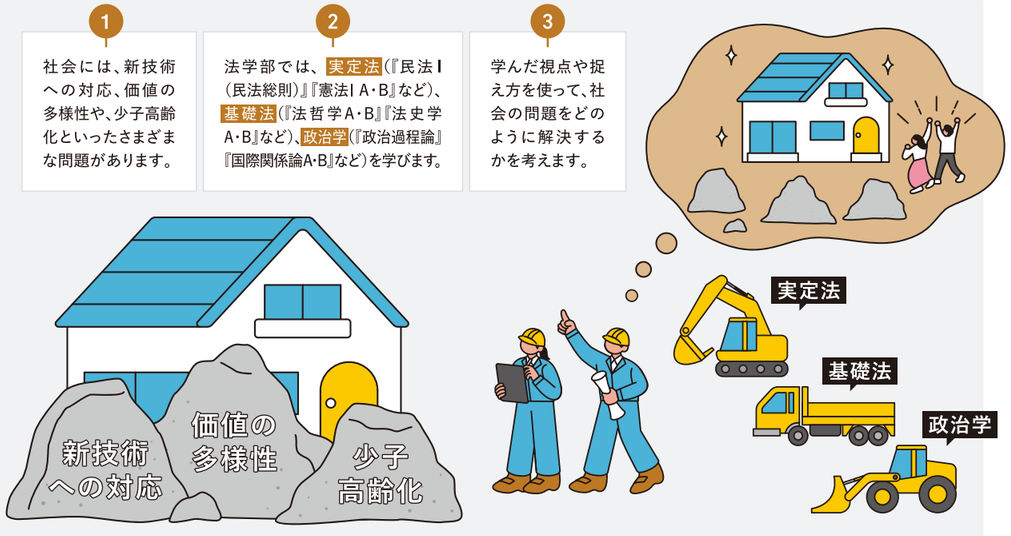

仕組みがわかったら、法学部の視点・考え方を実際の社会課題から見てみましょう

中京大学法学部が

特に強い領域はこの3つ

ポストヒューマン時代の社会と法

生産年齢人口の減少により、ロボットや自動運転が普及することが考えられます。これまで人間による事故の責任は刑法や民法が定めてきましたが、ロボットや自動運転で事故が起こった場合の責任の所在はどうなるでしょうか。刑法や民法を考え直すことになったり、誰も事故の責任を取らないということになれば、事前に保険に入ることが一般化したりするかもしれません。その場合は、保険のルールについて定めている商法もかかわるなど、さまざまな視点から社会を捉え直す学びを行います。

【関係する科目】刑法IA(刑法総論)・IB(刑法総論)／刑法IIA(刑法各論)・IIB(刑法各論)／民法I(民法総則)～民法V(債権各論)／商法IIIA(支払決済法)・IIIB(支払決済法)・商法IV(保険法)

近代東アジア史・日本植民地史

歴史を学ぶ意義は、現在の我々がどこからきて、この先どこへ向かっていくのかを知ることにあります。更に、普段「当たり前」だと思っていたことが、実は歴史的につくられたものだと学ぶことでもあります。そこで、現在暮らす「日本」について知らないことがたくさんあること、ともすれば偏ったイメージでものを考えていることもあるかもしれません。たとえば、「日本人」のイメージの中に植民地時代から暮らす在日朝鮮人や台湾人の存在は含まれていますか？　もしそうでないならなぜそういった人々を「排除」してしまうのでしょうか？　このような題材を積み重ね、ものの見方を広げていきます。

【関係する科目】政治史／比較政治／地域研究／法史学A・B／先端研究講義II－3／国際関係論A・B／国際法A・B　など

AIと知的財産法政策

新しい作品や発明をつくりたいとクリエーターに思ってもらうためのルールが知的財産法です。法律にはそのためのルールは書かれていますが、たとえば「どれくらい似ていれば侵害なのか」は書かれていません。そこでは法律の「解釈」が必要になります。知的財産法を学ぶことは、そのような適切なルールの適用や、どのようなルールが望ましいのかを考えます。一方で、そのような法律は国会でつくることになっていますが、実際には国会議員以外にもさまざまな組織や人が関わってつくっています。政治学はそのような政策決定のあり方について研究します。

【関係する科目】知的財産法A・B／政治過程論／民法I(民法総則)～民法V(債権各論)

さっそく法学部ならではの視点を見てみましょう

専任教員の研究・教育に関する詳しい情報はこちらから

法学部

法学部 × AIを若手教員が語る！「AIと社会」をめぐる今後の論点 ～法学・政治学の観点から考える～

2025年2月取材

寺岡 知紀 講師

担当科目：『政治思想史』『政治史』など
研究テーマ：日本帝国・植民地における資本主義とナショナリズムの思想的関連性

カール・マルクスはかの有名な『資本論』のなかで産業革命時代のイギリスにおいて機械が人間の肉体労働に取って代わる様子を生々しく記述しています。似たようなかたちで、現代のAIは人間の知的労働(たとえばデスクワーク)に取って代わろうとしています。それは端的に言えばこれまで「大卒」の資格が必要とされてきた仕事のほとんどがなくなるということを意味しています。皆さんはそのような時代になぜ大学に来るのか、そして何を学ぶべきなのか考えたことがあるでしょうか？そしてこのような時代に人間が労働する意味、そして人間らしく生きるとは何を指すのでしょうか？

AIはまったく新しい技術である一方、私達が問われているのは人間の労働の意味や人類の歴史上繰り返し問われてきた「いかに自由に生きるか」という点が問題なのです。政治思想史という学問は文字通り「政治思想の歴史」ですが、それは現代の問題をどのように考えるか、未来の社会をどのようにつくっていくか、そして皆さんそれぞれの生き方を見つめ直すことから始める学問です。

髙野 慧太 准教授

担当科目：『知的財産法A・B』など
研究テーマ：知的財産権の侵害条件に関する理論的研究

生成AIによって、既存の画像や音声にそっくりのアウトプットを出力できます。このような「パクリ」に関するルールが著作権法です。人間が類似した画像や音声をつくった時には「パクリ」として著作権法に違反することがありますが、AIに出力させた時には同じように著作権法に違反することになるのでしょうか。著作権法とは、クリエーターが新しい作品をつくりたいと思える社会にするためのルールです。AI作品が増えることが、我々の社会にとって望ましいことなのでしょうか。これからの社会で考えていかなければならない重要な問題です。

著作権法との関係は、より良い社会を考える一つの視点にすぎません。AIの登場により、より巧妙なフェイクニュースや、市民の投票行動を誘導させる危険性など、民主主義社会との関係でも多くの問題が現れます。どのような社会が望ましいのか、法学や政治学の議論のなかに考えるヒントがきっとあるはずです。

保井 健呉 講師

担当科目：『国際法A・B』など
研究テーマ：攻撃の際の予防措置をとる義務の研究

近年のAI技術の発達と社会実装の加速により、映画『ターミネーター』で描かれたような高度なロボット兵器の存在はもはや絵空事ではありません。実際、「ゴスペル」というAIを、イスラエルは爆撃の合法性評価に用いていることが報道されています。私の専門とする国際法は、こうしたAI兵器の発達に対して、兵器自体の規制と、兵器の性質の法的評価の2つの側面から取り組んでいます。皆さんからすると、これらの作業は専門家の領分であり、自分とは縁遠いと感じられるかもしれません。しかし、たとえ戦争そのものが避けられなくても、どのような戦闘の手段・方法が許容されるのかを考え、規制を求めることは、近年ますます緊張の高まる国際社会において、少しでも戦争犠牲者を減らすためにできる数少ない我々の抵抗の一つではないでしょうか？ 過去には、人々の活動を通して、対人地雷やクラスター弾、核兵器についても国際的な規制が導入されてきました。国際法を道具として用いることで何ができるのか、皆さんも一緒に考えてみませんか。

山田 峻悠 講師

担当科目：『刑事訴訟法A・B』など
研究テーマ：自己負罪拒否特権の本質

急速に変動する社会情勢のなか、AIの活用は犯罪捜査に必須なものとなりつつあります。たとえば、SNS上に存在する違法薬物の広告や闇バイトの募集などの違法・有害情報に関して検出・削除要請といった措置をとることが急務です。しかし、情報量が膨大かつ、情報の生成サイクルも早いので、従来型の人力によるのみでは対応が非常に困難でありました。そこで、AIを利用してSNS上の情報を検索・分析することで、効率的に違法情報の把握・取締りを行うことが現在試みられています。一方で、AI技術の活用には危険も伴います。AIの分析が誤っており、その誤った情報に基づき捜査が行われるおそれがありますし、捜査機関(政府)が個人の情報を収集・分析し、国民を監視することもAIは容易に可能にしてしまいます。刑事法の分野では、このような捜査の必要性や個人の人権保障などのさまざまな利益を考えつつ、AIを活用できる方法・範囲を模索していくことになります。皆さんも刑事法とAIの活用の問題を一緒に考えてみませんか。

※教員の職位は2025年2月の取材当時のものとなっています。